

第4章

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第1節

都市と農山漁村の共生・対流を通じた都市住民と農林漁業者の交流の促進

1 グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流の促進

グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者の交流の進展により、農山漁村の活性化とともに、農山漁村や農林漁業に対する国民の理解の増進が図られるなどの効果が期待されている。食育推進基本計画においては、そのような交流を促進するため、各種広報媒体や行事等を通じた都市住民への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進することが定められている。

このため、食育基本法に関するパンフレットの作成・配布等の各種広報啓発活動を通じ、生産者と消費者との間の交流の必要性について普及啓発を図るとともに、農山漁村に関する情報提供を行っている。

また、総務省では、過疎地域自立活性化優良事例表彰を行っている。さらに、自然、文化、歴史、景観といった優れた地域資源を有効に活用した地域間交流施設の整備を推進するための地域間交流施設整備補助を利用し、食育等の観点を踏まえた体験型交流施設の整備が行われている。

一方、農林水産省では、平成20年度から、総務省、文部科学省と連携し、小学生が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山



宿泊体験活動による稲刈り体験（山口県長門市依山グリーン・ツーリズム推進協議会における取組）

漁村交流プロジェクト」を推進しており、子どもたちが農林漁業体験や料理体験等の様々な活動を通して、食育などの教育活動を推進した。また、「オーライ！ ニッポン大賞」の表彰及び「農林漁家民宿おかあさん100選」等を通じて優良事例の紹介を行った。さらに、都市住民に農山漁村の持つ魅力を伝え、地域資源を活かした地域の創意工夫ある取組を進めていくため、農林水産物加工体験施設、地域の食文化への理解や地産地消を促進するための交流施設の整備といった、都市住民と農林漁業者の交流を促進する交流拠点施設の整備等を推進した。

2 都市部での体験農園や農山漁村での滞在型市民農園の整備等の推進

市民農園には、利用者が小面積の農地を借り受けて農産物を栽培するものが多い。しかし、そのほかにも、農地を借り受けずに、農家の指導を受けながら、植付けから収穫まで

の一連の農作業を体験できる「体験農園」と呼ばれるものがあり、農業の初心者から経験者まで様々な栽培技術レベルの人が利用している。体験農園は、全国で177農園（平成20年度末）が設置されており、地域別に見ると都市的地域が164農園と全体の9割を占めている。

こうした体験農園については、「広域連携共生・対流等対策交付金」の活用により、全国的にその整備が進められた。

東京都農業会議が平成19年度に実施した体験農園利用者に対するアンケート調査では、体験農園に入園する前後における考え方の変化について、「食卓に野菜が出る頻度が増した」、「農産物に対する関心が増した」という回答がそれぞれ8割近くを占め、体験農園の利用を通じ、作物生産に対する理解、農業の大切さを実感できたという効果が認められる。

また、市民農園には、農村に滞在しながら利用する「滞在型市民農園」もある。

区画内に簡易な宿泊施設を備えた滞在型市民農園は、全国で47農園（平成20年度末）が設置されており、ふるさとの暮らしや農のある暮らしに対する中高齢者等のニーズの高まりを背景に年々増加している。

茨城県笠間市の滞在型市民農園では、農作



滞在型市民農園（茨城県笠間市）

業だけでなく、野菜自慢コンテストなど1年を通して多種多様な行事が催され、利用者と地域住民が触れ合う場を提供している。

滞在型市民農園の開設に当たっては、施設整備や管理運営等の経営ノウハウが特に重要であることから、平成20年度から、「広域連携共生・対流等対策交付金」により、滞在型市民農園の経営モデルの作成を支援している。

3 「農山漁村の郷土料理百選」の取組

農林水産省では、全国各地に伝わる郷土料理のうち、農山漁村で脈々と受け継がれ、かつ国民的に支持され得る料理を郷土料理百選として平成19年12月に選定した。

さらに、選定された各地の料理を紹介した冊子を作成、配布した。この取組に対する反響・関心は高く、これを契機に食文化を通じた地域振興を図るきっかけとなった地域もあり、都市と農山漁村の交流を促進した。

第2節

農林漁業者等による体験活動の促進

食に関する考え方が形成される子どもの時期に、農林水産業の体験を通して食への関心と理解を深めることが非常に重要であることから、様々な体験活動への支援を行っている。

その一つとして、自然の恩恵や食に関わる様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進している。

教育ファームは、自然と向き合って日々仕事をしている農林漁業者に直接指導を受ける

ことによって、地域の農林漁業への関心や理解を深め、自然の恩恵、農林漁業者への尊敬の念、健全な食生活の実現など様々な教育的効果が期待されるものである。

この教育ファームの取組を広く普及していくため、

教育ファームの有効性、教育的効果を明らかにするためのモデル的取組の実施と効果の測定

教育ファームを実施する者向けの運営マニュアルや指導に役立つ資材の作成

教育ファームの取組を広く紹介するためのセミナー等の開催

ホームページや新聞等のメディアを活用した教育ファームのPR 等

を行っている。

また、教育ファームは、農林漁業者を始め、地域の様々な分野の関係者が連携することで、地域での取組の広がりや継続的な実施、作物についての学習等、取組の充実が期待されることから、地域関係者の連携の柱となるよう、市区町村等の関係者による教育

事例

教育ファームで収穫した農作物を給食センターで利用する取組

岐阜県飛騨市では、地元の乳業メーカーが中心となり、飛騨市、教育委員会、農家等を構成員とする推進協議会が設立され、親子を対象とした教育ファームが取り組まれており、米や野菜作りから酪農まで体験内容は多岐にわたっている。

平成21年度は、地元の給食センターとも連携し、教育ファームで収穫した野菜を地域の学校給食に提供するとともに、子どもたちが給食センター内の調理体験を行っている。このような体験を通じて、毎日の学校給食への意識が変わり、好き嫌いや食べ残しについて考えるようになる子どもたちもいる。さらに、食事マナーやバランスの良い食事について学んでもらおうと親子バイキング給食を行うなど、子どもたちの楽しみである給食を食育の場として積極的に活用することで、より効果的な食育の取組となっている。

さらに、この取組は、地元食材の利用を促すことで地域振興の役割も担うとともに、地域のネットワークにも貢献している。



ファーム推進のための計画の策定を促している。

さらに、各地で酪農教育ファームの取組も行われている。これは、消費者に酪農のことを理解してもらいたいという酪農家の願い、酪農体験を通じて子どもたちに食や生命の大切さを学ばせたいという教育関係者の期待、これら双方の思いが一致し、自発的に誕生したものである。平成10年、社団法人中央酪農会議の提唱により、酪農体験を通じて食と生命の教育を支援するため、酪農教育ファーム推進委員会が設立され、平成13年、酪農教育ファーム認証制度が創設された。さらに、平成17年以降、全国的な活動のさらなる普及と支援体制を整備するため、全国9地域に地域推進委員会が設立された。平成21年4月現在、全国の認証牧場数は257牧場に達している。

実際の活動では、学校側が訪問先の牧場と事前に打合せを行い、当日は参加者が実際に酪農体験に取り組む体験学習などを行っている。また、活動内容の充実を目指して、酪農家を対象としたスキルアップ研修会の開催、酪農家や教育関係者に向けた支援素材の開発、学校を舞台にした「わくわくモーモークール」の開催、実践事例集の制作・配布等を行っている。

体験活動の機会を継続的に提供するためには、指導者不足、体験場所の不足、情報不足等の課題を解決することが必要である。体験活動の環境をより整ったものとするため、体験学習指導者や小・中学校の教員等を対象とした研修の実施、インターネットによる受入れ可能な農林漁業者・団体の連絡先や体験内容等の情報提供を行っている。このほか、学校内外で農業体験活動に取り組む小・中学生等のグループが互いの体験、感想、情報等を



酪農教育ファーム活動

交換できるネットワークである「子どもファーム・ネット」の活動への支援、農業教育施設等での農業体験活動受入れの支援等を行っている。

第3節

地産地消の推進

地域で生産したものを地域で消費する地産地消は、消費者に「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物を購入する機会を提供し、食料自給率の向上を図る上で重要な取組である。また、農林水産物を始め農山漁村に存在する資源を有効に活用し、農林漁業サイドによる生産・加工・販売の一体化や、第1次産業としての農村漁業と第2次産業としての製造業、第3次産業としての小売業等の融合等による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促し、農山漁村の活性化に寄与する6次産業化にもつなげる取組である。

例えば、直売所や量販店での地場産物の販売のほか、学校や病院・福祉施設の給食での提供、外食・中食産業や食品加工業での利用などにより、消費者は身近な場所で作られた新鮮な農産物を食べることができ、また、農業に親近感を感じる機会が得られ、「食」や

「農」についての理解が深まることが期待される。

地産地消は、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月）や「食育推進基本計画」（平成18年3月）において、消費者と生産者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るために推進すべき事項と位置付けられている。

農林水産省では、直売所を中心とした取組の推進や、学校給食や企業の食堂における地場産物の活用の推進等を図るため、平成21年度に次のような取組を行っている。

地域における地産地消の実践的な計画（地産地消推進計画）の策定を推進した。（平成21年3月現在の市町村や農業者団体による策定数：952地域（平成20年9月現在916地域））

地産地消活動に必要な人材育成、ウェブサイトによる地産地消に関する情報提供、メールマガジンの創刊のほか、学校給食での地場産物の利用拡大などをテーマとしたセミナーの開催等により全国的な取組の推進を図った。また、直売所の経営改善・高度化を促進するため、販売、運営等の専門家を活用した実証事業への支援を行った。

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工施設の整備のほか、農業、給食、商工、観光等の関係者が一丸となって地産地消に取り組む地域に対する支援や、高齢者や小規模農家が活躍できる少量多品目の生産・流通体制づくりに対する支援等により、地域の取組を推進した。

全国地産地消推進協議会の主催による「全国地産地消推進フォーラム2010」が平成22年2月に開催され、優良事例の

農林水産大臣賞等の表彰と事例発表が行われた。

また、地域の取組を進める人材の確保が重要であることから、地場産物の安定供給体制の構築など地域の農林水産物の生産、販売、消費をつなぐ中心的な役割を果たし、今後、各地の地産地消の更なる発展のために活躍が期待される方々を「地産地消の仕事人」として選定した。これまでに地場農産物の直接販売に取り組む農業関係者や料理人など89名（平成20年度48名、平成21年度41名）が選定されている。

「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて地場産食材を安定的に確保・利用している18件の優れた地産地消メニューを農林水産大臣賞等として選定・表彰した。



石川県かほく市の社員食堂で提供されているメニュー

農産物直売所の機能強化や都市部での直売のために必要な機器整備や量販店におけるインショップの展開等を支援した。また、学校給食における地場農畜産物の利用拡大メニューの導入に要する地場産物の原材料費等の助成を行った。

第4節

バイオマス利用と食品リサイクルの推進

1 バイオマスの総合利用

バイオマスは、動植物から生まれた再生可能な資源であり、家庭やレストラン等から出る生ゴミや家畜排せつ物などのように我々の身近に豊富に存在している。バイオマスを利用することは、循環型社会を形成し、地球温暖化の防止に役立つほか、新たな産業の育成や農山漁村の活性化につながるものである。

政府は、平成18年3月に新たに閣議決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスタウンの構築やバイオ燃料の利用促進等、バイオマスの利用の推進を図っている。また、平成21年9月には「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)が制定された。この法律では、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

バイオマスタウンは、市町村が中心となって、地域の関係者と連携してバイオマスの利用促進を図る取組である。バイオマスタウンには、食品廃棄物を豚の飼料として再利用し、生産される畜産物をブランド化して販売する取組や、休耕田で菜種を栽培し、食用油として利用した後の廃食用油を集めてバイオディーゼル燃料を製造するいわゆる「菜の花プロジェクト」等、地域の特色を活かした取組により、生産者と消費者との交流が図られている事例も多い。

政府としては、平成21年3月に、バイオマスタウン構想の実現や一層の普及を図るため、有識者により「バイオマスタウン加速化戦略」を取りまとめ、その周知に努めている。

バイオマスタウン構想については、平成22年に300地区程度で策定することを目標としており、平成22年3月末現在、全国268地区が構想を公表している。

バイオ燃料の利用促進については、平成20年に施行された「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づき、食料と飼料の安定供給の確保に配慮しながら、農林漁業に由来するバイオマスからのバイオ燃料の生産拡大を図っている。近年、諸外国において農産物がバイオエタノールの原材料として大量に利用されていることが農産物価格の高騰の一因となったことから、食料自給率の低い我が国においては、食料供給と両立できる稲わらや間伐材等の非食用資源から効率的にバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進している。

2 食品リサイクルと食品ロスの削減

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)に基づき、食品の売れ残りや食べ残り及び食品の製造過程において発生している食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料とするリサイクル等を推進している。この結果、食品関連事業者の再生利用等実施率は、平成13年度の37%から平成19年度は54%へと着実に向上しているところである。

平成21年度には、食品ロスの削減に向けて国民一体となって取り組むため、全国4箇所において「食品ロスの削減に向けた国民フォーラム」を開催し、食品関連事業者や消

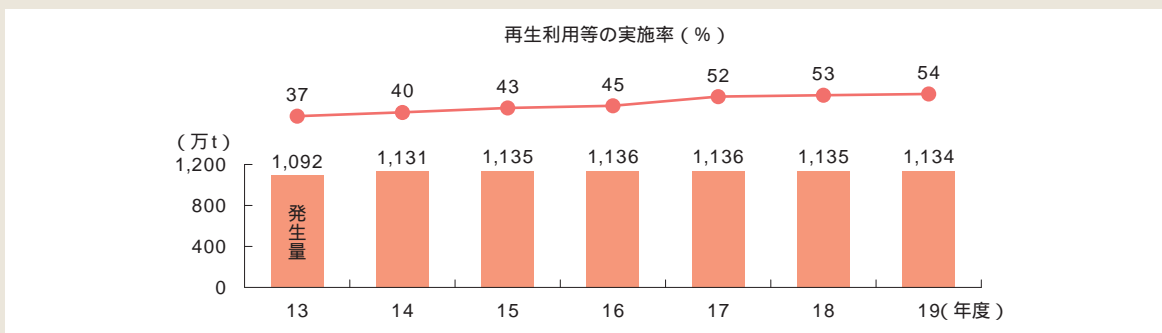
消費者それぞれが食品ロスを削減するための具体的な取組の紹介や意見交換等を行った。

食品廃棄物の発生を抑制するためには、家庭における食品の廃棄や食べ残しを減らすことが重要となる。このため、消費者が取り組むべき課題として、食生活指針に掲げられた「調理は保存を上手にして無駄や廃棄を少なく」を実践する必要がある。具体的には、買いすぎ、作りすぎに注意し、食べ残しのない適量を心がけること、賞味期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、見た目やにおいなどの五感で個別

に食べられるかどうか判断すること、冷蔵庫などの在庫管理や献立の工夫、などにより家庭における食品廃棄物の減量化に取り組む必要がある。

また、近年、自治体や地域において、環境問題の観点から家庭における食品廃棄や食べ残しの抑制を促すため、食と環境問題についての情報提供、勉強会や食品廃棄を少なくする料理講習会等環境に配慮した食生活の普及啓発活動も見られてきたところであり、今後より一層こうした取組の広がりが期待される。

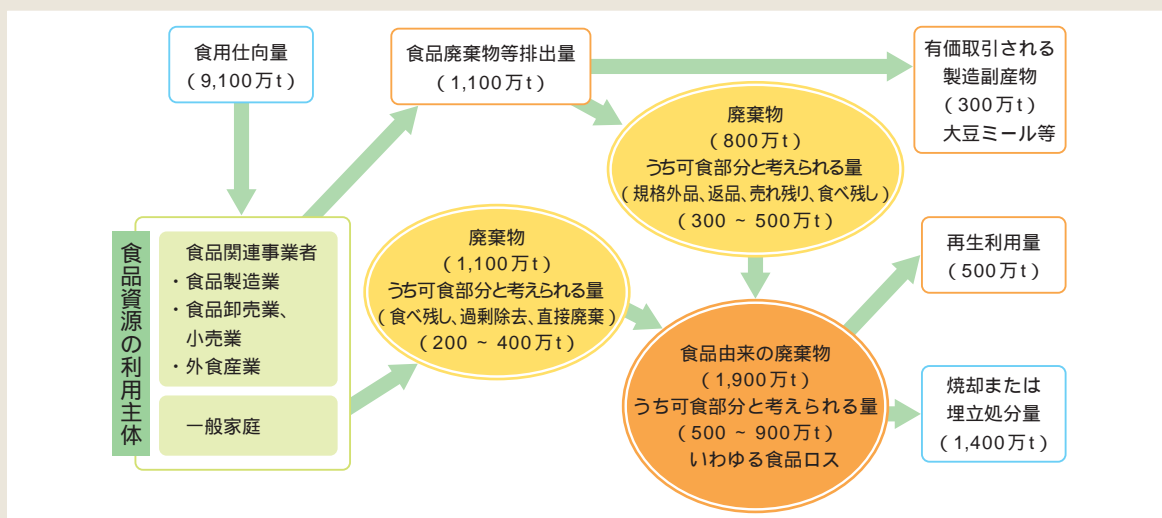
図表... 75 食品廃棄物等の年間発生量と再生利用等の実施率の推移



資料：農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査」を基に算出

注：再生利用等実施率 = (発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量 × 0.95 + 減量量) / (発生抑制量 + 発生量) × 100

なお、再生利用量は肥料、飼料、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール、メタンの原材料として利用された量



資料：農林水産省「平成17年度食料需給表」、「平成18年食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成17年度実績）」、「平成17年食品ロス統計調査」、環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等、産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成17年度実績）」を基に農林水産省で作成

食品廃棄物等の発生の流れ

コラム 子ども農山漁村交流プロジェクトについて

平成20年度より総務省、文部科学省、農林水産省は、3省が連携して、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進することになりました。中でも、農林漁家での民泊などを通じて農山漁村の生活を実際に体験すること、農林漁業体験を通して、食の大切さを学ぶことが大きな特色です。

プロジェクトのポイントは...

「長期の宿泊体験活動」

「農林漁家で民泊するなど農山漁村の生活を体験」

「農林漁業体験を通して食の大切さを学ぶ」

子ども農山漁村交流活動プログラムの一例			
日程	午前	午後	夜
1日目	出発・移動(バス)	到着／開校式	星空観察会
2日目	森林散策(トレッキング)	森の燃伐体験(林業)	昔話をきく会
3日目	稲刈り体験(農業)	わら細工体験	お礼状書き
4日目	郷土料理づくり	民泊農家での活動	民泊(数名で分宿)
5日目	民泊農家での活動	閉校式／移動・解散	



稲刈り体験



森林燃伐体験

平成21年度の活動の成果・効果

平成21年度までに全国90カ所の受入モデル地域を指定し、2万4千人(平成22年3月末現在)の小学生が、農家に宿泊し、農業体験を行うなど農村体験を行っています。